

2024年度 国家一般職本試験（専門試験〔多肢選択式〕） 講評 その①

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	講評
1	政治学	自由主義	3	A	<p>【政治学】 2021年度以降、政治学は易化傾向が続いているが、本年度もその傾向が継続したといえよう。No.1「自由主義」は、正解肢のバーリンに関する内容が基本的である。No.2「議会」も、正解肢のボルスビーに関する内容が基本的である。いずれもピンポイントで正解できる問題である。No.3「各国の政党」は、アメリカの共和党が政府の役割を重視する、イギリスの二大政党には党議拘束を掛ける仕組みは存在しない等、明らかに誤りの内容に気づくことができるため、是非とも正解したい。No.4「市民の意識・価値観」も、正解肢以外の内容が基本レベルであるので、正解したい。No.5「メディアの影響力」は、2001年という比較的近年に成立した情報公開法の規定に基づいて、記者クラブが設けられたという記述に、多くの受験生が奇妙に思えたことだろう(あるいは、奇妙に思えてほしい!)。これも正解したい問題である。5問中少なくとも4問、できれば全問正解したいところである。</p>
2		議会	1	A	
3		各国の政党	3	A	
4		市民の意識・価値観	3	B	
5		メディアの影響力	2	A	
6	行政学	行政学の学説	3	C	<p>【行政学】 昨年度に比べれば易化したものの、全問正解は難しい。3問は死守したく、4問取ればばりードできるといったところであろう。No.6「行政学の学説」は、一般職らしい学説の問題で、ダンリーヴィーの組織形態モデルを知らなくても消去法で対応可能である。No.7「我が国の国家行政組織」は、選択肢1の情報関係の組織の正誤判断がつきにくい、その他が明らかな誤りで正解に辿り着けよう。No.8「行政管理の理論と実際」は、文章表現が曖昧な部分もあって、正解かと思われる選択肢が複数あり、判別が難しい問題という印象だった。No.9「市民と行政」は、「ミニ・パブリックス」や「参加の梯子」といった耳慣れない用語が出てきて戸惑う受験生が多かったであろう。監査請求まで押さえていた受験生は少ないと思われる。No.10「我が国における地方自治の改革」は、選択肢イの正誤判断で迷っても、確実に正しいウとの組み合わせの関係で正解に辿り着ける。</p>
7		我が国の国家行政組織	1	C	
8		行政管理の理論と実際	2	C	
9		市民と行政	3	B	
10		我が国における地方自治の改革	1	A	
11	憲法	職業の自由	3	A	<p>【憲法】 全5問中、人権3問、統治2問という例年どおりの構成であった。No.11は、営業の自由規制立法の合憲性に関する判例を聞いているが、どの判例も既出であり正解率は高い。No.12は、労働基本権の複合的性格、三井美唄労組事件等の判例を聞いているが、消去法で正解できる。No.13は、川崎民商事件のほか、GPS捜査と令状主義が問題とされた最近の判例(最大判平29.3.15)も聞いているが、これも消去法で正解できる。No.14は、内閣の権能と内閣総理大臣の権能との区別を聞いている。ロッキード事件(記述エ)が有名なもので、正解率は高い。No.15は、96条1項の規定内容(肢1・2)、具体的手続として国民投票法の存在(肢3)、百里基地訴訟(肢4)、公務員の憲法尊重擁護義務(肢5)と多岐にわたるが、条文の知識で正解できる。全体として、例年どおり平易であり、高得点を狙える内容といえる。</p>
12		労働基本権	1	A	
13		人身の自由	2	A	
14		内閣総理大臣	5	A	
15		憲法の改正・最高法規性	5	A	
16	行政法	行政行為	4	A	<p>【行政法】 行政事件訴訟法から昨年と同じく2問出題されている。No.16は、行政裁量に関する判例を聞いている。どれも既出であり、正解率は高い。No.17の行政手続法は、本法の目的、除外規定、不利益処分手続、命令等を定める手続といった法律全般から出題されている。意見公募手続が法的義務であることを知っているかがポイントである。No.18は、取消訴訟の原告適格に関する判例の知識を聞いている。どれも既出であり、正解率は高い。No.19の不作为の違法確認の訴えでは、現実に申請した者しか提起できないこと、不作为が継続する限り訴えを提起できること、取消判決の拘束力は他の抗告訴訟に準用されることを知っているかが鍵となる。No.20は、判断に迷う記述(イ、ウ)があるが、記述オは有名判例なので、あとは「以外」という小さな文言の有無に注意すれば、正解に至る。例年どおり平易であり、過去問を繰り返し解いてきた受験生は、高得点を得ることができたと思われる。</p>
17		行政手続法	2	A	
18		原告適格	1	A	
19		不作为の違法確認の訴え	3	A	
20		損失補償	4	A	
21	民法 (総則・物権)	意思表示	3	A	<p>【民法(総則・物権)】 各分野の出題数は、例年同様、総則2問、担保物権2問だった。出題形式は、組合せ問題4問、単純正誤問題1問だった。No.21、No.22では、2017年民法改正で新設された条文(95条4項・150条2項など)も問われたが、No.23、No.24も含めて、過去問で既出の条文や判例を問う他の記述・肢の正誤を判別できれば、消去法で正解を絞り込めたので、正答するのは難しくなく。他方、No.25は、2016年以降の先取特権からの出題であったが、思ったほど正解率は低くなかった。過去問で頻出の条文(304条1項・333条)を問う記述エ・オが妥当でないかと判断できれば、消去法で正解肢を絞り込めたからだろう。例年と異なり、今年度の民法①は、正解率の低い問題が1問もなく、全問正解も不可能ではない。民法①の対策としては、近時の民法改正で新設された条文や、他の試験種の過去問も幅広く押さえておくべきだろう。</p>
22		時効	4	A	
23		動産物権変動	2	A	
24		留置権	5	A	
25		先取特権	3	A	
26	民法 (債権・親族・相続)	債務不履行	3	B	<p>【民法(債権・親族・相続)】 各分野の出題数は、例年同様、債権総論2問、債権各論2問、家族法1問だった。出題形式は、組合せ問題3問、単純正誤問題2問だった。No.27、No.28は、基本的な条文の知識を問う問題であるから、確実に正解したい。他方、No.26、No.29、No.30は、正解率があまり高くなかった。No.26では、供託の効果(494条1項)と弁済の提供の効果(492条)とを区別せずに肢5を、No.29では、「判例に照らし」という指示がある問題にもかかわらず、条文(711条)どおりの肢4を、No.30では、(普通)養子縁組に関する条文の正確な知識が不足していたために肢2や5を、それぞれ正解と判断した受験生が一定数いたようである。もともと、今年度の民法②も、民法①と同様、極端に正解率の低い問題は1問もなく、全問正解も不可能ではない。民法②の対策としても、近時の民法改正で新設された条文や、他の試験種の過去問も幅広く押さえておくべきだろう。</p>
27		相殺	4	A	
28		売買契約における契約不適合責任	1	A	
29		不法行為	5	B	
30		普通養子縁組	4	B	
31	ミクロ経済学	需要関数	5	C	<p>【ミクロ経済学】 No.31は需要関数を求める計算問題であった。レオンチェフ型効用関数における最適消費の条件を知っていれば、計算自体は易しいが、レオンチェフ型効用関数は出題頻度が低く、苦戦した受験生が多かったと考えられる。No.32は顕示選好に関する問題であった。近年、他の試験種で出題があり、「解きまくりミクロ経済学」に掲載されているので準備してきた受験生は容易に解答できたと考えられる。No.33は長期総費用関数を求める計算問題であった。応用レベルの問題ではあるが「解きまくりミクロ経済学」に掲載されていて同じ解法で解くことができるので、多くの受験生が解答できたと考えられる。No.34は市場均衡に関する計算問題であった。あまり過去に出題がない論点であるが、難易度は低い。No.35は情報の非対称性に関する文章題であった。あまり出題がない論点であるが、問われているのは基本的な内容であり、是非とも正解したい。</p>
32		顕示選好	1	A	
33		長期総費用関数	2	A	
34		市場均衡	3	A	
35		情報の非対称性	5	A	
36	マクロ経済学	乗数理論	4	B	<p>【マクロ経済学】 No.36は乗数理論に関する計算問題であった。消費税の場合の乗数については、出題例が少なく難易度が高いが、2020年に類題が出題されている。No.37は総需要曲線を求める計算問題であった。基本的な論点であり、様々な試験種で過去に出題例があり、「解きまくりミクロ経済学」にも類題が掲載されているので、容易に解答できたと考えられる。No.38はコンソル債に関する計算問題であった。出題頻度が低い論点ではあるが、割引現在価値、コンソル債の理論価格についての基本的な知識があれば容易に解答できる。No.39は貨幣乗数に関する計算問題であった。現金預金比率や預金準備率の与え方が典型的な形式ではなく、苦戦した受験生もいたかもしれないが、問題自体の難易度は低く、是非とも正解したい。No.40はフィリップス曲線に関する計算問題であった。問題文で与えられている損失関数を最小化するようなインフレ率を求めるというあまり出題がない形式であったため、多くの受験生が苦戦したと考えられる。</p>
37		総需要曲線	1	A	
38		コンソル債	3	A	
39		貨幣乗数	2	A	
40		フィリップス曲線	3	B	

※ 正答率(A:60%以上, B:40%以上60%未満, C:40%未満)は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ(6/11時点)に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員Webサイトの専用ページ(<https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/>)にてご案内しています。



0 001112 237858

KL23785